

福島労働局発表
令和6年6月25日

担当	福島労働局労働基準部賃金室 賃金室長 鈴木孝春 賃金指導官 二見陽子 電話024-536-4604
----	--

福島県最低賃金の改正を諮問

福島労働局長は、福島地方最低賃金審議会に対し、福島県最低賃金（現行時間額900円）の改正を諮問します。

同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 令和6年7月2日（火）13：30～
場所 福島市市民会館（福島市霞町1-52）
会議は公開。諮問書の交付時のみ写真撮影可。

福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

取材に当たってのお願い

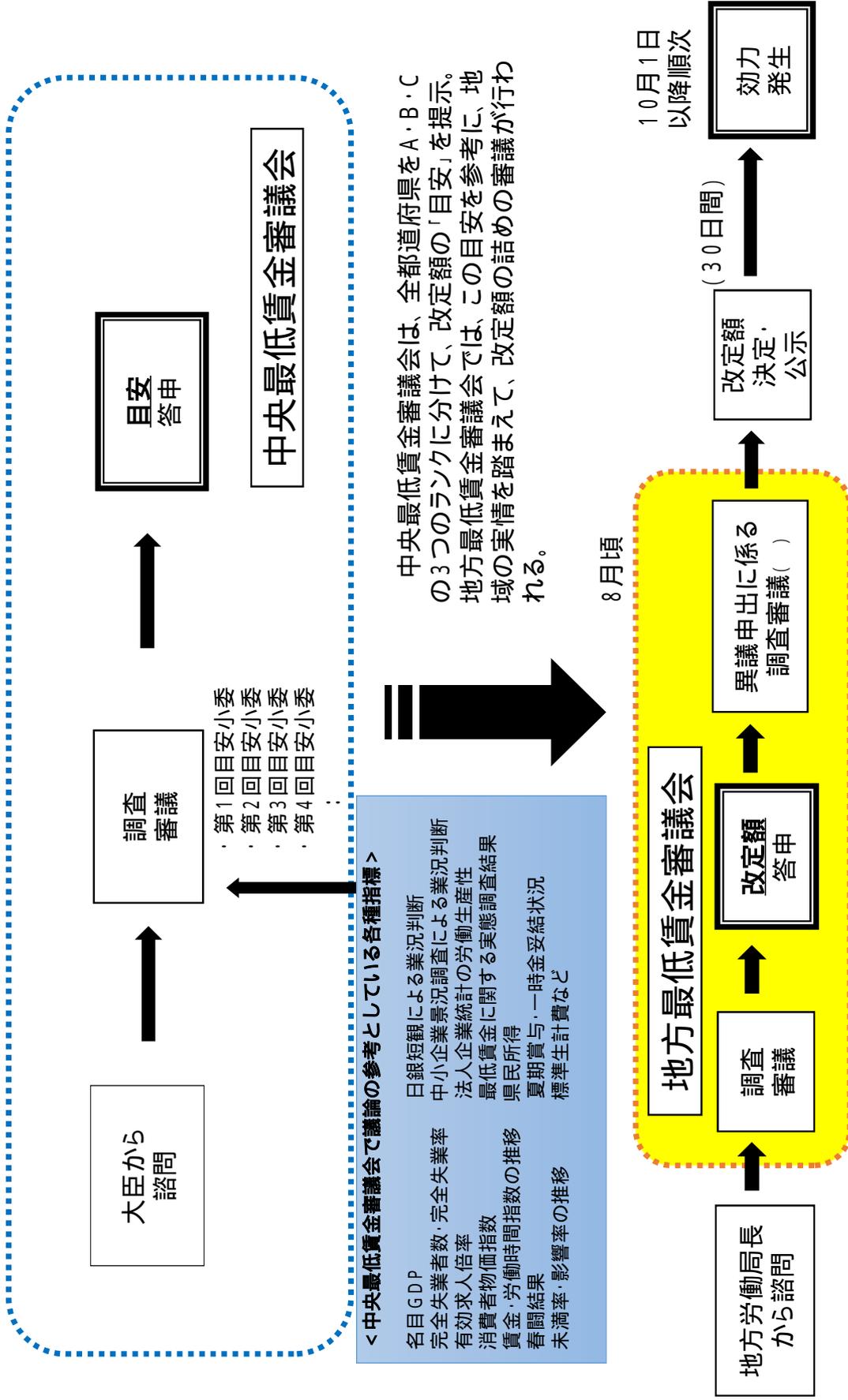
- ・取材を希望される報道関係者の方は、6月28日（金）17時までに電話にてお申し込みください。その際、氏名・勤務先または所属団体・電話番号をお伝えください。
- ・7月2日当日の取材にあたっては、13：15までに福島市市民会館1階ロビーにお集まりください。

なお、会場の都合により、各社2名以内でお願いします。

また、申し込みを先着順とさせていただく場合がありますのでご了承ください。

地域別最低賃金額の改正決定の手順

別添



() 各地域の労使は答申があった日から15日間異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

参 考

福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額 900 円（効力発生日 令和 5 年 10 月 1 日）です。
福島県最低賃金の金額の推移は表 1 のとおりです。
- 3 中央最低賃金審議会は、47 都道府県を A から C の 3 ランクに区分けし、このランクごとに地方の最低賃金の改正額の目安となる引上げ額を示しており、福島県は B ランクで現行の時間額 900 円は全国 32 位となっています。（表 2）

表 1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 26	689	14	2.1	平成 26.10.4
27	705	16	2.3	27.10.3
28	726	21	3.0	28.10.1
29	748	22	3.0	29.10.1
30	772	24	3.2	30.10.1
令和 元	798	26	3.4	令和 元.10.1
2	800	2	0.3	2.10.2
3	828	28	3.5	3.10.1
4	858	30	3.6	4.10.6
5	900	42	4.9	5.10.1

表 2 全国の最低賃金(現行)

目安ランク	都道府県名	最低賃金額
A	東 京	1113
A	神 奈 川	1112
A	大 阪	1064
A	埼 玉	1028
A	愛 知	1027
A	千 葉	1026
B	京 都	1008
B	兵 庫	1001
B	静 岡	984
B	三 重	973
B	広 島	970
B	滋 賀	967
B	北 海 道	960
B	栃 木	954
B	茨 城	953
B	岐 阜	950
B	富 山	948
B	長 野	948
B	福 岡	941
B	山 梨	938
B	奈 良	936
B	群 馬	935
B	石 川	933
B	岡 山	932
B	新 潟	931
B	福 井	931
B	和 歌 山	929
B	山 口	928
B	宮 城	923
B	香 川	918
B	島 根	904
B	福 島	900
C	山 形	900
C	鳥 取	900
C	佐 賀	900
C	大 分	899
C	青 森	898
C	長 崎	898
C	熊 本	898
B	愛 媛	897
C	秋 田	897
C	高 知	897
C	宮 崎	897
C	鹿 児 島	897
B	徳 島	896
C	沖 縄	896
C	岩 手	893